

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	上堺第二 (上堺東、上堺西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月17日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では山間部が多く、これといった産業もなく、定年後の農家が主流を占めているため、水稻中心の農業経営は変わらない。

地域内の農地はほぼ基盤整備が完了しているため、最近では大規模農家や農事組合法人が参入している。しかしながら山手に近いところは鳥獣被害(イノシシ)が多発しているため、山裾に防護柵(ワイヤーメッシュ)を設置したり、圃場には電柵を設置して進入を防いでいる。今後の課題としては担い手の高齢化も進んでいるため、機械化し農作業の省力化が求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も担い手による水稻中心の農業経営を継続していくが、担い手への集約化を図りやすい環境をつくり、地域と一体となって農地を守ることが望ましい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

上堺東、上堺西、一部上堺南

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地域については兼業農家や定年帰農農家が多く、また中山間地域で、大きな面積を集約するような大規模農家はいないことから、隣接地の農家に依頼するか、できない場合は中間管理機構を通じて農地の集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、農業委員会に届け出の利用権設定農地については、期間満了後に農地中間管理機構へ預ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地についてはほぼ基盤整備が完了している。残りの農地については農振除外地が大半を占めている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では兼業農家が多いため、機械の共同化を進めながら他産業からの積極的な参入を進めるように努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスの一環として機械のレンタル事業を活用して省力化を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害の多い山林の境界に防護柵(ワイヤーメッシュ)を整備中であり、その都度定期的に点検し、修繕や補強に努めている。圃場については、電柵を設置したり箱わなを設置して捕獲に努めている。

⑦保全管理については、**多面的機能支払なども活用しながら**、共同活動を通じて農地を維持するため周辺林地・畦畔の草刈りを実施している。